

社会福祉法人藤の里 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人藤の里（以下「法人」という。）の評議員及び役員等の報酬及び実費弁償について定める。

(定義)

第2条 本規定でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(評議員会及び理事会の出席報酬等)

第3条 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払う。

2 理事長及び理事が、理事会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払う。

(評議員及び役員等の勤務報酬等)

第4条 理事長が、法人及び事業所（法人が設置運営する事業所をいう。）（以下「法人及び事業所」という。）の運営業務に従事したときは、別表2により報酬及び実費弁償を支払う。

2 評議員が理事長の命を受けて法人及び事業所の運営業務に従事したときは、別表2により報酬及び実費弁償費を支払う。

3 理事が理事長の命を受けて法人及び事業所の運営業務に従事したときは、別表2により報酬及び実費弁償費を支払う。

(監事の報酬等)

第5条 監事が評議員会及び理事会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払う。

2 監事が法人及び事業所の指導監査への立会い及び運営状況の指導若しくは監査の業務又はその他理事長の命を受けて法人及び事業所の運営業務に従事したときは、別表2により、報酬及び実費弁償費を支払う。

(評議員選任・解任委員会外部委員の報酬)

第6条 評議員選任・解任委員会の外部委員の報酬は、社会福祉法人藤の里の評議員選任・解任委員会の外部委員が、その設置する施設の職員でない場合において、評議員選任・解任委員会の外部委員を対象とする。

2 評議員選任・解任委員会の外部委員の報酬の対象となる業務は下記の通りとする。

(1) 評議員選任・解任委員会

3 報酬及び実費弁償費は別表2の通りとする。

(出張旅費)

第7条 評議員及び役員が法人及び事業所のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費等を支給する。

2 旅費等は、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後清算することができる。

(重複支給の防止)

第8条 法人及び事業所の職員を兼務する役員は、この規定を適用しない。

(改定)

第9条 本規定の改正は、評議委員会の議決を経なければならない。

附則

この規定は平成29年4月1日から施行する。

この規定は令和7年6月10日から施行する。

別表1（第3条・第5条関係）

| 名称 | 報酬 | 実費弁償費 |
|------|------------|------------------------------|
| 評議員会 | 日額 10,000円 | 実費。ただし、自家用車の場合は 1kmにつき20円 |
| 理事会 | 日額 10,000円 | |

別表2（第4条・第5条関係）

| 名称 | 報酬 | 実費弁償費 |
|--------------|-----------|------------------------------|
| 理事長 | 日額 0円 | |
| 評議員及び理事 | 日額 5,000円 | 実費。ただし、自家用車の場合は 1kmにつき20円 |
| 監事 | 日額 5,000円 | |
| 評議員選任・解任外部委員 | 日額 5,000円 | |

別表3（第7条関係）

| 旅費 | 宿泊費 | 報酬 | その他 |
|-----|-----|-----------|-----|
| 実 費 | 実 費 | 日額 5,000円 | 実 費 |